

2015年10月19日

企業会計基準委員会 御中

日本生活協同組合連合会

IASB「財務報告に関する概念フレームワーク」に関する意見

標記の文書の第4章「財務諸表の構成要素」の質問3「構成要素の定義」に関連して、生活協同組合の立場から意見を申し述べます。意見に先立ち、現行IAS第32号及びIFRIC第2号との関係で生活協同組合が抱えている問題について、意見の背景としてご説明させていただきます。

◆ 前提となる問題

生活協同組合の出資金は、(a) 拠出により組合員としての各種の権利を取得すること、(b) 返還に一定の制約があること、(c) リスク・キャピタルであること、(d) 配当が総(代)会の議決に依存することから、本質的に資本として取り扱うべき性質を有していると考えます。

しかし、現行IAS第32号及びIFRIC第2号によっては、(ア) 償還を拒否する権限がないこと、(イ) 清算時の残余財産分配請求権が組合員固有の権利であるとは考えにくいことから、負債と扱われる可能性が強いと考えています。

出資金が負債と扱われた場合、協同組合のアイデンティティ上の問題を生じますが、特に共済事業を行う組合については、支払余力比率の算定に大きな影響を被り、他の事業者との関係で競争上の不利を生ずる可能性があります。

[説明]

○ 出資金の性質

生活協同組合の出資金については、下記の諸点から見て、本質的に資本として取り扱うべき性質を有していると考えます。

- (1) 出資金の拠出は組合員の義務であり、拠出により、組合員は自益権（事業利用権、剰余金配当請求権など）と共益権（議決権、選挙権など）を取得する。
- (2) 出資金の返還は組合員の脱退や出資口数減少により払込済み出資額を限度として行われるが、予告期間の設定や返還時期の制限など、一定の制約がある。
- (3) 組合員は、出資金額を限度に生活協同組合の事業に対し責任を負わなければならない。この意味で、出資金はリスクキャピタルである。
- (4) 出資に対する配当は、当初から約束されたものではなく、剰余金処分として、総(代)会の議決によって決定される。

○ 現行IAS第32号及びIFRIC第2号との関係

現行IAS第32号は、「金融商品の一方の当事者（発行者）が、現金又はその他の金融資産を他の当事者（保有者）に提供する……という契約上の義務」がある場

合に、当該金融商品を負債としています。そして、この基準の適用に関する解釈指針である IFRIC 第 2 号では、「組合員の持分の償還を拒否できる無条件の権利を有している場合」に、出資金を資本と扱うことができるとしています。

この点に関して、出資金の払戻しについて定めた消費生活協同組合法第 21 条は「脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払い戻しを請求することができる」と定めています。この規定において、定款による裁量は限定的であり、払戻しを拒否することまではできない、と解釈されています。したがって、IFRIC 第 2 号によって出資金を資本と扱うことはできません。

また、IAS 第 32 号上のプッタブル金融商品として、資本に扱うことができるかという問題もあります。プッタブル金融商品を資本に扱うことができるための 5 つの要件の 1 つに、「企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること」がありますが、生活協同組合ではこの部分が問題となります。消費生活協同組合法では組合員の残余財産分配請求権について何ら規定していない一方（会社法第 105 条、第 504 条に類似する規定はない）、前記した第 21 条において「払込済出資額の全部又は一部」の払戻しを規定しており、他の協同組合法のように「持分」の払戻しを規定していません（参考：農業協同組合法第 23 条、信用金庫法第 18 条ほか）。このような規定状況のもとで、清算時の残余財産分配請求権が組合員固有の権利であるとは考えにくく、実践的には分配されたケースはほとんどありません。したがって、プッタブル金融商品として資本に扱うことについても難しいと考えています。

○ 負債と扱われた場合の問題点

生活協同組合は、出資金＝自己資本とする会計制度のもとで消費者組合員自身の組織として内外ともに認められ、1 世紀以上にわたって組合員の生活の向上にとどまらず、消費者全体の権利の擁護と向上に貢献する社会的存在として成長してきました。こうした歴史と現実にかかわらず、出資金＝負債とすることは、生活協同組合の所有者が誰であるかを不明瞭にし、生活協同組合のアイデンティティを破壊し、生活協同組合を衰退に導くことにつながる危険性があります。

加えて、共済事業を行う組合にあっては、出資金が負債と扱われた場合には、支払余力比率の算定において大きなマイナス要素となります。支払余力比率は共済事業を行う組合の財務体質を見るための指標の 1 つとされており、その下落により大きな競争上の不利を生ずるおそれがあります。

◆ 質問 3 「構成要素の定義」に関連して

「持分」について積極的な定義を設けるべきと考えます。

[説明]

公開草案では、財務諸表の構成要素の定義において、現行と同様、負債についてのみ積極的な定義を設けた上で、持分については「企業のすべての負債を控除した後

の資産に対する残余持分である」として、積極的な定義を設けていません。しかし、資本の特徴にふれずに、負債だけを単独で定義することによって、適切な区分を実現することは難しいのではないかと考えます。負債と資本の区別に関する論点については、その検討を「資本の特徴を有する金融商品」リサーチ・プロジェクトに委ねていますが、検討にあたっては、資本について積極的な定義を設けるべきと考えます。

その際には、事業活動の如何が負債と資本の区別に影響を与える可能性があることを踏まえ、協同組合の事業活動の特徴により、財務報告の利用目的との関係も含めて負債と資本の区別にどのような配慮が必要となるか、という点についても十分に考慮をいただきたいと考えます。

なお、2009年3月のIASB審議会（第89回会議）にて「保有者の退職 又は死亡 によってのみプットすることができるか又は強制的に償還される持分金融商品を資本に分類する」ことが合意されました。また、2009年5月21日のスタッフペーパー **Agenda paper2B** の資料にて「退職、死亡」に加えて、「参加の減少」(decreased participation、減資を含むと解せられる)も資本に分類されるケースとして記載されています。私たちは、こうした議論の経過を踏まえつつ、国際会計基準上の協同組合出資金の扱いについて、本質的性質と齟齬を生じないような検討を希望します。

以 上